

#### 議事要旨(4) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長及び小林（正） 研究員より、「企業結合に関する会計基準（案）」、「連結財務諸表に関する会計基準（案）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」について、コメントを受けた文案の修正内容について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（段階取得において、個別財務諸表は従来通りの取扱いとすることについて）

出席した委員から、次のような意見が出された。

- ・ 連結財務諸表と個別財務諸表とで異なった取扱いをすることについて、当委員会としては未だ「連結先行」の考え方は採用していないため、まずはその是非について審議が必要なのではないか。
- ・ 第 89 項において「支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったとの認識には必ずしも至っていない」とあるが、結論は同じになるにせよ、公開草案では、第 88 項のように、支配の獲得により投資の実態又は本質が変わったという考え方に沿っていたので、個別財務諸表上の取扱いの方を例外とするべきではないか。

これらに対し、事務局からは、まず、今回の修正では「連結先行」の考え方の採用ではないこと、それとの関係は「連結先行」が企業会計審議会企画調整部会において検討中であることからその議論を踏まえる必要があること、また、投資の実態又は本質は変わっていないが連結財務諸表上ではコンバージェンスを優先させるべきという公開草案に対する多くのコメントに従ったものであるとの回答があった。

（段階取得において、関連会社株式を保有していた場合についても、その他有価証券を保有していた場合と同様の取扱いとすることについて）

出席した委員から、次のような意見が出された。

- ・ 関連会社株式を保有していた場合の取扱いについて、結論の背景における事業分離との関係についての記載が十分あるものの、結局は「コンバージェンスとの観点から」見直したという理由になっているが、それ以外の具体的な理由を記述すべきではないか。

これに対し、事務局から、関連会社から子会社になった場合の投資の継続性に関する本格的な考え方の整理は次のステップに委ねることとしたが、その他有価証券から子会社株式になった場合における連結財務諸表と個別財務諸表とで異なる取扱いに見直すこととしたことを勘案し、コンバージェンスも重視する方向に変更すること、記述についてはより関係明瞭にしたいことの回答があった。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(少数株主損益調整前当期純利益の表示について)

出席した委員から、次のような意見が出された。

- ・ 今回の見直しに少数株主損益調整前当期純利益の表示を含めることはタイミング的に問題があるのではないか。
- ・ 今後、財務諸表は全体として大きく変わってくることが想定されるため、その際に当該項目も検討し理解を深めていくことで十分なのではないか。
- ・ 投資家としては、企業の株式の価値を評価する上で、少数株主損益調整前当期純利益は必要となる項目であり、新たに表示するよう求めることには賛成である。
- ・ 来年から米国会計基準も国際的な会計基準も、少数株主損益調整前である当期純利益が開示される予定であることから、早期に海外投資家に説明できることが良いものと考えている。

これらに対し、事務局からは、できるところから改善していこうという趣旨であり、この項目を開示することによってポジティブな影響しかないものと考えているが、未だ複数の委員からの反対意見もあることから、当該項目の表示を新たに求めることとした理由の記述を充実するなどの検討を行う旨の回答があった。

(適用指針における設例の勘定科目について)

出席した委員から、次のような意見が出された。

- ・ [設例 4]などで使用されている「B 社株式に係る利益」という勘定科目名は、より分かりやすいものにした方が良いのではないか。

これらに対し、事務局からは、前回の専門委員会でも同様のコメントをもらったところであり、よりその内容が分かる勘定科目名にすることを検討している旨の回答があった。

以 上